

第 8 期荒川区高齢者プラン - 概要版 -

1 第 8 期プラン策定の趣旨 [P.1]

荒川区の高齢者数は、令和 2 年 10 月 1 日現在 50,137 人、高齢化率は 23.2%であり第 7 期プラン策定時の平成 29 年からほぼ横ばいであるが、区の人口に占める 75 歳以上(後期高齢者人口)の割合は 12.0%で、平成 29 年 10 月現在の 11.7%より増加しており、荒川区の高齢者数は、今後も 75 歳以上(後期高齢者人口)の割合が増加することが見込まれる。

第 7 期プランでは、「地域包括ケアシステムの深化・推進」のための 5 本柱(生活支援・介護予防・介護・住まい・医療)に沿った施策に取り組んできた。

一方、国の動きでは、令和 3 年 4 月施行「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化等の方向性が示されている。

第 8 期プランでは、第 7 期プランの基本方針を継承し、地域共生社会の実現に向けた取組を進めるとともに、団塊の世代がすべて 75 歳以上となる 2025 年を見据えた計画として策定する。

2 第 8 期プランの概要 [P.2~]

(1) 法的位置付け

これまでの高齢者プランと同様に、老人福祉法第 20 条の 8 に基づく老人福祉計画と介護保険法第 117 条に基づく介護保険事業計画を一体のものとして策定する。また、「荒川区基本構想」「荒川区基本計画」を上位計画とし、「東京都高齢者保健福祉計画」等の外「東京都保健医療計画」「高齢者の居住安定確保プラン」などの関連する計画と調和・整合を図る。

(2) 計画期間

令和 3 年度～令和 5 年度の 3 年間

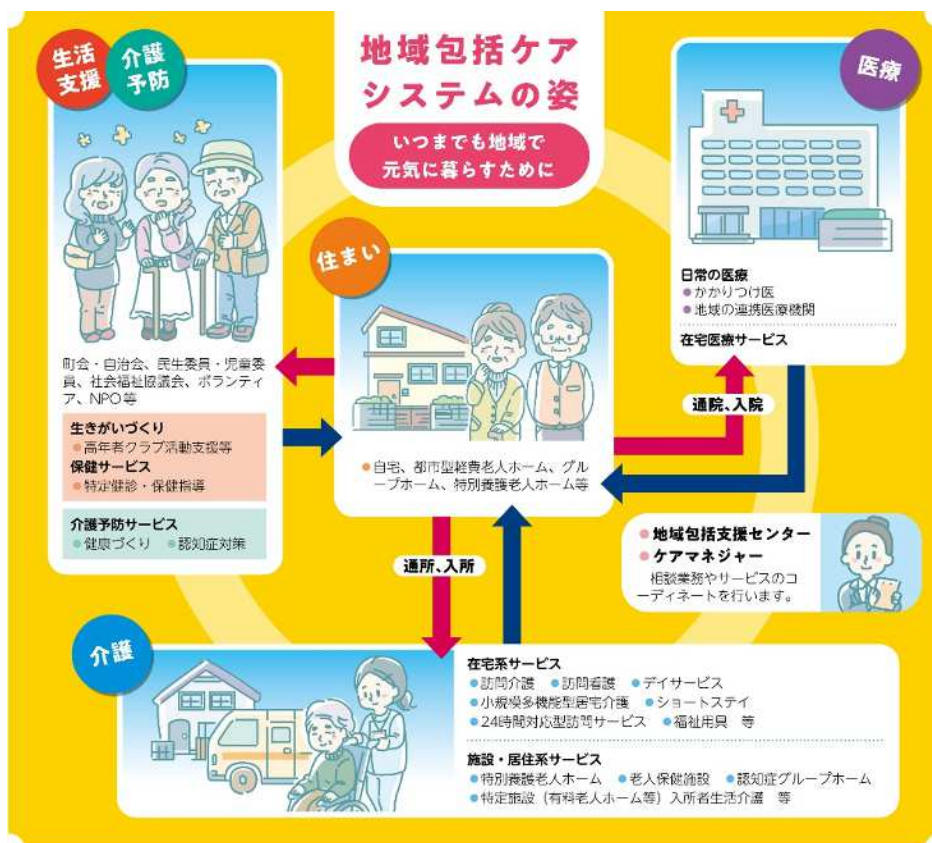
(3) 基本理念・基本目標

基本理念 「健康づくりで元気に」「自立を目指して」「ともに支えあって」

基本目標 地域の連携と支援により、
安心して住み続けることができるまち あらかわ

3 社会動向を踏まえた第 8 期プランの方向性 [P.38~]

第 6 期プラン以降の高齢者プランでは、2025 年までの各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを段階的に構築することとして計画を推進してきた。国の動きでは、2040 年を見据え、介護予防・健康づくりの推進、保険者機能の強化、地域包括ケアシステムの推進、認知症「共生」・「予防」の推進、持続可能な制度の構築・介護現場の革新の観点から介護保険制度の見直しを進めることとしている。



4 第8期プランの施策の推進 [P.42～]

(1) 第8期プランの推進に向けて

第8期プランは、第7期プランを継承しながら、団塊の世代が後期高齢者となる2025年を見据えた計画として策定し、さらには、団塊ジュニアが65歳を超え現役世代が急減する2040年を念頭に、「地域包括ケアシステム」を深化・推進していくことを目的としている。第7期プランの取組や近年の社会動向を踏まえ、引き続き、地域包括ケアシステムを構成する5本柱に沿って、介護予防と健康づくりを推進するとともに、中重度の要介護者の在宅生活を支えるための施策を継続する。

ここでは、人生100年時代の到来や8050問題などの社会情勢の変化等、第8期プランの施策を推進していく上で考慮が必要な事項や視点について示す。

「人生100年時代」を迎えて

地域共生社会への取組

介護予防・健康づくり施策の充実・推進(地域支援事業等の効果的な実施)

認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進

地域包括ケアシステムを支える取組の強化

在宅生活を支える安全・安心のためのセーフティーネット

(2) 基本方針

第8期プランでは、地域包括ケアシステムの5本柱を継承しつつ、令和3年4月施行「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」において掲げられた、地域共生社会実現への取組等を基本方針に加え、より一層、地域包括ケアシステムの推進を図る。

基本方針 1	高齢者の社会参加の促進と地域共生社会実現への取組（生活支援）
基本方針 2	介護予防と健康づくりの推進（介護予防）
基本方針 3	介護サービスの充実（介護）
基本方針 4	高齢者の住まいの確保（住まい）
基本方針 5	在宅医療・介護・福祉の連携推進（医療）

(3) 第8期プランの重点事業

基本方針 1 高齢者の社会参加の促進と地域共生社会実現への取組（生活支援）	
施策の方向	重点事業
1-1 就労・生涯学習の推進	ふれあい粋・活サロン補助事業 住民主体の地域介護予防活動への支援 荒川ころばん・せらばん・あらみん体操 高齢者みまもりネットワーク事業 生活支援体制整備事業
1-2 地域活動へ向けた場づくりの支援	
1-3 地域ぐるみのみまもり・支援体制の強化	
1-4 在宅生活を支える福祉サービス	

基本方針 2 介護予防と健康づくりの推進（介護予防）	
施策の方向	重点事業
2-1 健康づくりの推進	荒川ころばん体操リーダー養成・支援 介護予防・生活支援サービス事業 認知症に関する普及啓発・本人発信支援
2-2 効果的な介護予防の推進	
2-3 認知症と共生する地域づくりと予防	

基本方針 3 介護サービスの充実（介護）	
施策の方向	重点事業
3-1 介護保険制度の運営	介護サービス事業者との連携 地域ケア会議
3-2 被保険者に対する支援	
3-3 介護サービス向上の取組	

基本方針 4 高齢者の住まいの確保（住まい）	
施策の方向	重点事業
4-1 住まいへの支援	高齢者向け住宅・施設の確保
4-2 住まいの確保	
4-3 バリアフリー化の促進	

基本方針 5 在宅医療・介護・福祉の連携推進（医療）	
施策の方向	重点事業
5-1 在宅医療と介護の連携	医療と福祉の連携推進事業 地域包括支援センター事業 高齢者虐待対策事業 成年後見事業
5-2 地域包括支援センターの機能の充実	
5-3 権利擁護体制の充実	

5 介護保険事業計画の概要 [P.74~]

第8期介護保険事業計画では、介護保険制度の改正や第7期計画の実績等を踏まえた上で、令和3年度から令和5年度までの介護保険事業運営に必要なサービス量や保険給付費等を推計し、第1号被保険者の介護保険料等を定める。

(1) 介護の現状

介護サービス利用者数の利用状況(年間)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用者数	82,828人	91,648人	98,494人	100,660人	102,649人

居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスの計

保険給付費の推移(年間)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
給付費	13,728,195千円	13,840,265千円	14,339,801千円	14,701,894千円	15,218,954千円

(2) 介護保険料の見込み [P.105~]

介護保険事業費の算出

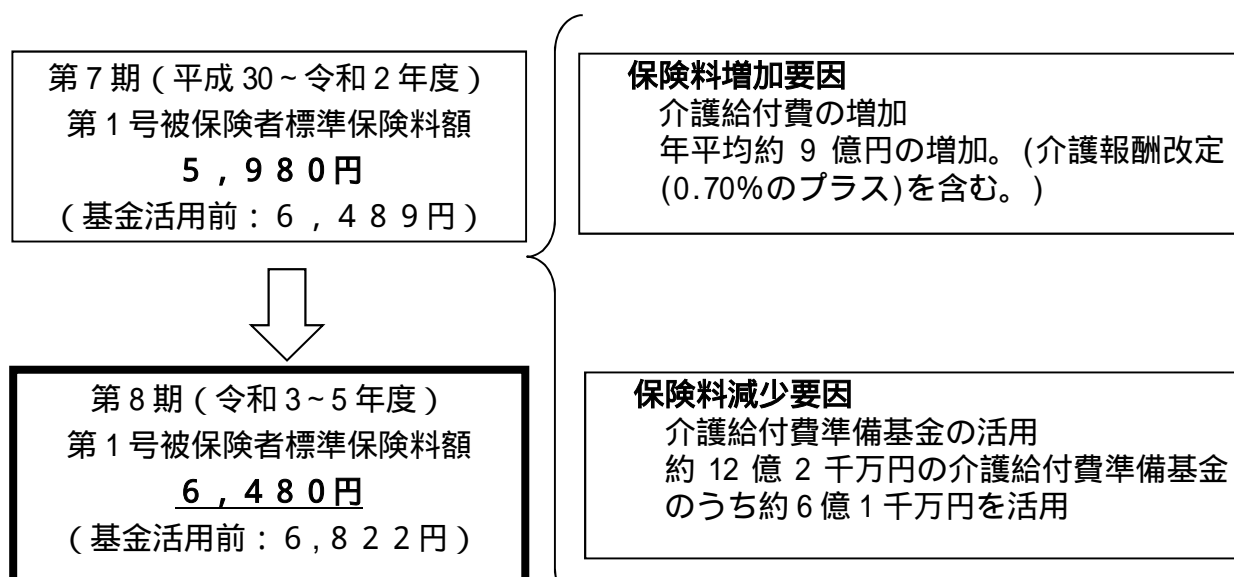
第8期(令和3~5年度)における荒川区の介護保険事業費(介護給付費と地域支援事業費の合計)は約537.4億円となる。

第7期：約510.5億円 第8期：約537.4億円(5.27%増)

第1号被保険者の標準保険料額の算定

介護保険事業の財源は、50%を公費、残りの50%を被保険者の介護保険料で構成されている。保険料の増加・減少要因等を考慮し、第8期における第1号被保険者の標準保険料額は、第7期に比べて500円増の6,480円/月とする。

介護保険料の推計と増減要因等の図



所得段階別の保険料

保険料の急激な上昇を抑制しつつ、所得に応じた負担のバランスを図るため、第7期と同様に国の標準段階(第9段階)から弾力化を図り、第15段階まで設定をする。

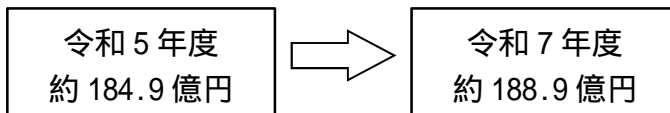
基準額/月	所得段階	保険料率	保険料/月	所得段階	保険料率	保険料/月
6,480円	第1段階	0.46 (0.26)	2,981円 (1,685円)	第9段階	1.85	11,988円
	第2段階	0.70 (0.45)	4,536円 (2,916円)	第10段階	2.25	14,580円
	第3段階	0.75 (0.70)	4,860円 (4,536円)	第11段階	2.75	17,820円
	第4段階	0.85	5,508円	第12段階	3.20	20,736円
	第5段階	1.00	6,480円	第13段階	3.30	21,384円
	第6段階	1.10	7,128円	第14段階	3.40	22,032円
	第7段階	1.30	8,424円	第15段階	3.50	22,680円
	第8段階	1.55	10,044円			

第1段階から第3段階の()内は、国の保険料負担軽減措置を反映した数値

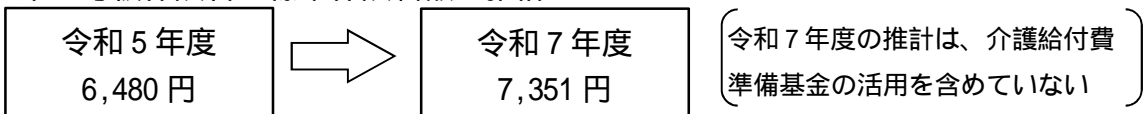
中長期的なサービス・給付・保険料水準の推計

国が提示した介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施の確保を図るため、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年(2025年)、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年度(2040年)を見据えて推計を行うこととの指針に基づき、令和7年度における介護保険事業費及び第1号被保険者の標準保険料額を下記のとおり推計する。

介護保険事業費



第1号被保険者の標準保険料額の推計



令和7年度の推計では、介護保険事業費と介護保険料は上昇すると見込んでいるが、介護予防事業や地域支援事業及び地域包括ケアシステムの深化・推進を通じて自立の促進や重度化予防を図り、大幅な保険料上昇の抑制に努めていく。

(3) 介護保険制度における利用者負担制度 [P.113~]

利用者負担割合

第8期は、第7期と同様に、一定以上の所得の利用者に係る自己負担率は最大で3割となる。

利用者負担軽減制度

介護保険に係る費用負担が過大にならないよう、負担軽減の制度を継続する。

・高額介護(介護予防)サービス費・高額総合サービス費に係る負担軽減制度

- ・高額医療合算介護(介護予防)サービス費・高額医療合算総合サービス費に係る負担軽減制度
- ・特定施設入所者介護サービス費による食費・居住費の負担軽減制度
- ・荒川区独自制度による食費・居住費補助制度
- ・低所得者の第1号保険料軽減強化
- ・災害等による利用者負担額減免制度

(4) P D C Aサイクルの推進による保険者機能の強化 [P.115~]

高齢者の自立支援・重度化防止等の取組を確実に推進するために、P D C Aサイクルを活用しながら計画の進捗を管理し、保険者機能を強化していく。

主に下記の事業を推進し、高齢者の自立支援や重度化防止に取り組んでいく。

- ・地域ケア会議の充実
- ・介護予防・生活支援サービス事業の充実
- ・介護サービス事業者研修の実施

(5) 介護給付適正化の取組(荒川区介護給付適正化計画) [P.117~]

受給者が真に必要なとする過不足のないサービスを事業者が適切に提供できるよう介護給付適正化の取組を実施していく。介護給付適正化の主要5事業である「要介護認定の適正化」「ケアプラン点検」「住宅改修等の点検」「医療情報との突合・縦覧点検」「介護給付費通知」に「給付実績の活用」を加えた6事業を中心に取組を推進していく。